

11月 4日 事務次官等会議
11月 5日 閣議
11月10日 公布(予定)

平成16年11月
内閣府

「平成16年8月27日から同月31日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成16年8月27日から同月31日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

8月19日21時にマーシャル諸島近海で発生した台風第16号は、23日にサイパン島の西で大型で猛烈な勢力となった。27日以降、日本の南海上をゆっくりと北西に進み、29日夜には九州の南海上で進路を北向きに変え、30日10時前、鹿児島県串木野市付近に強い勢力で上陸し、九州を縦断した。17時半頃、山口県防府市付近に再上陸した後、次第に速度を速めて日本海を北東に進んだ。31日12時過ぎ、北海道函館市付近に再上陸した後、15時に北海道で温帯低気圧となった。

27日は前線の影響で八丈島や奈良県で大雨となった所があった。その後、台風の影響も加わり、31日にかけて宮崎県、奈良県、大分県、三重県、愛媛県で500mmを超える大雨となった。また、台風の上陸、接近に伴い各地で暴風となった。さらに、30日夜には、台風の接近と大潮期間の満潮とが重なり、瀬戸内海沿岸などで高潮となった。

被害の発生状況

(1) 公共土木施設等関係 (単位：億円)

	公共土木施設	公立学校	公営住宅	児童福祉施設	合計
査定見込額	665.5	9.7	1.6	1.5	678.4

(上記の他、生活保護施設3百万円、老人ホーム2百万円、感染症予防事業11百万円)

(2) 農地、農業用施設及び林道関係 (単位：億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	29.6	43.3	51.7	124.6

(3) 農林水産業共同利用施設関係 被害見込額 2億5千万円

適用すべき措置の概要

1 激甚災害(本激) <全国について適用>

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章)

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という)の根拠法令等に基づく通常国庫補助のかさ上げを行う。(71% 86%(全体平均、過去5年間の実績))

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常国庫補助のかさ

上げを行う。(84% 92%(農地、過去5年間の実績))

- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(20% 30~90%)
- (4) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。
- (5) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。
- (6) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条)
市町村の行う感染症予防事業(消毒、ねずみ駆除等)の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。(都道府県1/3 国2/3)
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

石井、江口、秋元

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

政令第 号

平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十六年台風第十六号（同年八月十九日に北緯十三度六分東経百六十度二十四分において台風となった熱帯低気圧で、同月三十一日に北緯四十三度五十四分東経百四十三	

度十二分において温帯低気圧となったものをいう。()によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。